

住民監査請求の結果について

1 請求人 X

2 請求書の提出 令和7年1月6日

3 請求の内容

- (1) A町会は区が設置した掲示板に自治会の案内などを掲示しているが、掲載料等を収めていないことは不当利得であるから、区長はA町会に対し、使用料を請求する必要がある。
- (2) 区はA町会に対し補助金を支出しているが、A町会に対する補助金の支出は不適法であるから、区長はA町会に対して、返還を請求する必要がある。
- (3) A町会は防災広場根岸の里を占用し町会のイベントを実施したが、町会加入者以外の者が参加できないイベントであり、使用料を免除することはできないから、区長はA町会に対して同広場の使用料を請求する必要がある。
- (4) A町会は防災広場根岸の里にある建物を無償で使用しているが、無償で同建物を使用することは不当利得であるから、区長はA町会に対して使用料を請求する必要がある。

4 監査対象部課

区民部区民課及び総務部危機・災害対策課

5 監査の結果

(1) 掲示板の使用料について

町会掲示板は、行政情報等を広く区民に周知することのほか町会活動事業等の周知を通じて地域コミュニティ醸成の一助となることを目的に区が設置するものであるから、使用した町会が使用料を負担すべき性質のものではない。

従って、区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないことは地方自治法第242条第1項に定める「怠る事実」に該当せず、本件請求は不適法である。

(2) 町会補助金について

台東区町会等運営補助金交付要綱によると、その目的は、行政の補完的役割を担っている町会等の団体運営上必要な経費について区が補助を行うことにより地域における福祉の増進に資することとされている。

令和5年度の実績報告によれば、年度初めに提出されている事業計画書のとおり事業が遂行されており、交付申請から補助金交付を受け実績報告に至るまでの事務処理になんらの瑕疵も見当たらず、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえない。

(3) 防災広場根岸の里の使用料について

防災広場根岸の里については、地方自治法上の「公の施設」に位置付けられていないため、当該施設を占用するにあたっては、地方自治法第238条の4第7項の許可が必要となり、その使用料は、行政財産使用料条例に基づき算定されることとなる。

同条例第5条第3号及び公有財産規則第27条の2第1項第3号によれば、「公共的団体又は区が財政援助をしている団体が区の事業と直接関係のある事業のために使用する場合」には、使用料を免除することができるとされている。

A町会は、餅つき大会に併せて開催する初期消火訓練、起震車体験などの防災訓練を実施するために当該施設を使用したものである。A町会は、地縁団体という「公共的団体」であり、防災訓練は区が働きかけて実施しているものであるから、「区の事業と直接関係のある事業」であるといえることができる。

従って、A町会に対する本件免除の決定は、同条例に違反せず、区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことは、違法又は不当とはいえない。

(4) 防災広場根岸の里にある建物の使用料について

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は、個別的、具体的に適示して特定されていなければならないが、請求人はA町会が防災関連施設を無償で使用していると主張するのみで、A町会がいつ防災関連施設を使用しているかに関する主張はない。

従って、区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないことについての監査請求は行為の特定がなされておらず、不適法である。

6 監査委員の意見

防災広場根岸の里については、設置条例が制定されていないことから、区は要綱を制定して設置及び管理を行っている。また防災関連施設については、管理に関する規定を定めていない。今後、更なる行政運営の公正確保と透明性向上のため、上記施設の規定を適切に整備することを望むものである。